第７回食肉流通問題調査検討委員会議事録

平成１４年１２月４日（水）

農林水産省　第一特別会議室

目　　次

頁

1　開　　会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　資料説明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

3　フリーディスカッション　・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

4　そ　の　他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33

5　閉　　会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33

開　　会

○田中委員長　　ただいまから、第７回食肉流通問題調査検討委員会を開催いたします。

本日は、厚谷委員、犬伏委員、甲斐委員、新山委員が所用によりご欠席されるとの連絡をいただいております。また、松本委員は、所用のため15分程度おくれるとのご連絡をいただいております。

今回は、前回に引き続きまして、消費者を初めとする国民の信頼回復のための業界及び行政の対応方向として、フリーディスカッションをすることになっております。まず初めに、前回までに要望のございました資料等について事務局から説明していただくことにし、その後、フリーディスカッションに移らせていただきたいと思います。

それでは、議事に入りますので、報道関係の方がおられましたら、傍聴室にお移りいただくようお願いいたします。

資　料　説　明

○田中委員長　　それでは、前回までに皆様からご要望のありました資料について、事務局から説明をお願いします。

○武本企画評価課長　　官房の企画評価課長でございます。

お手元の「第７回食肉流通問題調査検討委員会　資料一覧」をごらんいただきたいと思います。本日用意させていただいております資料は、資料１が「フリーディスカッションのための意見メモ」ということでございます。この資料は、前回用意させていただいております資料と比べますと、厚谷委員から、その後、若干の修正、加筆がございましたものですから、その修正後のものをここでは載せてございます。あと、石川委員から丸井委員までの意見は前回と同様のものを用意させていただいております。

それから資料２でございますが、「委員要求等資料」でございます。これは犬伏委員から、事業者団体の方々へのヒアリングに関しまして質問事項が出されておったものでござ

いまして、これに対します各事業団体、日本ハム・ソーセージ工業協同組合、全国食肉事業協同組合連合会、ライフコーポレーション、この３団体から回答が寄せられておりますので、それを取りまとめた資料でございます。

その下に、参考資料といたしまして、「これまでの委員会における委員の意見（概要）」でございます。この資料、前回も用意させていただいておりますが、前回との相違点は、１ページ目の大括弧でくくったところでございまして、委員会における委員の主な発言ということで、第６回、前回の委員会の意見まで入れていることと、それから委員のヒアリング資料とフリーディスカッションのための意見メモ、これらについても、その要旨を盛り込んだものを検討項目別に整理したものでございます。フリーディスカッションの際にご活用いただければと考えております。

その下に、「検討スケジュール」の一枚紙を用意させていただいております。

私の方からの説明は以上でございます。

○田中委員長　　ありがとうございました。

フリーディスカッション

○田中委員長　　それでは、早速ではありますが、フリーディスカッションに入りたいと思います。

前回、資料１の表紙にあります項目１の「食肉の製造・加工・流通・販売の現状と食肉業界・行政の問題点」について主に議論していただいたところでございますけれども、本日は主に２の「消費者を初めとする国民の信頼回復のための食肉業界・行政の今後の対応方向」と、３の「その他」について議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、どなたか、ご意見のある方がいらしたらお願いいたします。自由に、どういう進め方でも結構でございますので、ご発言願いたいと思います。

○石川委員　　今提案された議題とは違って、前回、ＢＳＥ問題等について、行政等の情報提供のおくれ等ありましたけれども、消費者団体等は一体何をしておったかというふうなお話があったと思いますが、前回、時間の関係でお話しできませんでしたので、私ども、消費者の立場として、生活協同組合で当時どのようなことをやったのかということについて少しお話を申し上げたいと思います。

私ども、これは議論は1999年当時からですけれども、ＢＳＥの問題等もありまして、今日的な食品安全確保のための社会システムの確立が必要であるという趣旨に基づきまして、とりわけ食品安全、法律の中心となってございます食品衛生法の抜本改正を要望するということで、国会請願署名運動に取り組んだわけですけれども、その経過の中で、これは請願署名の文書にも記してございますが、ＢＳＥ問題等、グローバリゼーション等の中で、非常に日本においてもそんな危惧があるんだと。したがって、安全行政についてしっかりとしたシステム構築をする必要があるということで取り組んでまいったということが第１点でございます。

それからもう一点は、これは01年、昨年ですけれども、一連の状況の中で、２月末と３月初めでございますが、私ども日本生協連として、農林水産省及び厚生労働省に対して、これは文書で、ＢＳＥ問題についてサーベイランスをきちんとやるべきであるという申し入れを行いました。それから約半年後の９月に最初の発生ということになったわけですけれども、そんな取り組みをしてまいったということでございまして、その当時、私どもの申し入れに対して、両省とも回答は、日本では発生の危険性はないということを断言されまして、それ以降きちんとした措置がとられなかったということは大変遺憾だったと思っております。

思い返してみますと、そんなふうな取り組みをしたわけですけれども、やはり私どもの取り組み自身が十分だったかと考えますれば、それは甚だ不十分だったなとは思います。思いますけれども、既にＢＳＥの委員会の報告もありますように、その種の情報の開示なり提供が非常におくれたということがございまして、したがって、その結果、消費者自身も十分な情報が与えられなかった、こんなふうなことがあるんだろうと思っています。

思い返してみますと、昨年の２月、３月ごろは、その後明らかになりましたＥＵの日本のＢＳＥのリスク評価に関する評価書が出ておったわけで、それについては公表されることなく、何回か突き返して、そんなはずはないというふうにやっておった時期だったということもあわせて申し上げます。

○田中委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、きょうの本題に入りたいと思います。

○尾野村委員　　最初に田中先生と目が合っちゃって（笑声）、意見いわなきゃならなくなったんですけれども、半分は光栄だと思っていわさせてもらいます。

私は、私の意見として、フリーディスカッションの９ページに、主に、前回は現状と問題点について、８ページのところで、私の書いたメモ書き、ほんのちょっとなんですが、

それに今回は９ページについて意見を述べさせてもらいたいと思います。

「今後の対応方向」というところで、まず「食肉企業」に関してなんですが、「安全管理、加工・流通段階での品質管理の向上」と書いてますが、これは、ＢＳＥ問題が起こって、と畜場等、私は私なりに取材、歩きまして……

○田中委員長　　新しいペーパーで12ページです。

○尾野村委員　　前回のでやってました。新しいので12ページだそうです。メモしているので私は９ページでやっているので、ごめんなさい。

取材がてらあちこち行ってまずびっくりしたことは、ＨＡＣＣＰのと畜場というのは意外と少ない。安全とか安心とかいっていながら、と畜場、全国でたしか二百六十数カ所あると思うんですが、完全ＨＡＣＣＰ対応は、今のところ２カ所ぐらいしかないんじゃないか。アメリカ等に輸出できるような、ＨＡＣＣＰ対応とは別のと畜場が１カ所か２カ所かあるぐらいだと思います。

それに驚いたと同時に、食肉だけではなくて食品全体についてもそうなんですが、ＨＡＣＣＰを行政的に導入しなさいということを奨励していながら、ハード面の普及は食品加工ではとても普及されているんですが、ＨＡＣＣＰというのはそもそもソフトなもので、安全を確保するための加工の方法であり管理の仕方なんですね。

最も初歩的なことで、作業記録というのを書かなきゃいけない。例えば加工したメスなんかは100度のお湯で何分間煮沸消毒するとか、細かく作業はきちんと決められているはずなんですが、その記録をしていると畜場というのはほんの数カ所でしかない。そういった安全管理をしていながら、農水省の方では、牛肉は安全だというふうに全国に向けておっしゃる。そうすると、現場と行政がおっしゃっていることとの乖離というのが大変矛盾点として感じました。

もう一方、食肉だけじゃなくて、食品加工の産業の方に話を聞きますと、役所がＨＡＣＣＰ、ＨＡＣＣＰというものだから、設備関係の産業が大変な売り込みをやってきていて、これを導入しないとおたくの会社はやっていけませんよなんていうことをいうものだから、大変な設備投資、この不況の中でさせられたと。だけど、ソフト、管理方法のところの行政の指導というのがないものだから、立派な設備だけを整えて、実のところ安全管理というのは余りやられてないと。

その象徴例が、雪印乳業のＨＡＣＣＰ対応の加工工場が洗浄も何日もしないで、中で牛乳が腐っていたと。そういったことによってああいう大事件が起きてしまったという。やはり安全とか品質管理というのが非常に劣っていたというか、ずさんだったということを

指摘せざるを得ないと思うんですね。

それともう一つ申し上げたいのは、と畜場等の中で作業をやっている方たちと同時に、そこには獣医さんがいて、外に出してはいけない臓物とか肉を排除して捨てているという作業にも当たっているんですね。そうすると、同じ安全管理をしていながら、単にそこで作業している人と獣医さんとの間で社会的地位が余りにも違うのではないか。やはりそういった場所で作業している人の社会的地位を何らかの形で上げて、社会の信頼を得ているんだと、そういう誇りをもって何か作業ができるような、そういった仕組みをしてあげないとだめなのではないのかなあということを痛切に感じました。

２番目の「団体及び事業団」のことに関してですが、これは前回と同じで、どうも消費者のための役割、施策というのが欠けていたのではないかと。このことについては事業団、農水省で考えてほしいなあということにとどめておきます。重複しますので。

３番目の「行政」についてですが、まず、ＢＳＥに関しては日本に上陸しないのだという、日本は清浄国なんだと、汚染国ではないんだということの根拠が、後から取材しますと、大変根拠に乏しい。実は専門家の方たちは内心では心配してらした。ところが、風評被害等があるものですから、これは上陸するまではなかなか議論しにくいなあと。そういった風土というか、風潮があったと感じています。

これは日本人の悪い性癖なのか、人間に共通する性癖なのかわからないんですけれども、本当に深刻で都合の悪いことは起きないということを前提にしていこうということが、これの象徴的なのは今の金融の不良債権問題でもそうなんですが、大銀行が倒れるまでは、どうもそれはないということでいこうというのと共通していると思うんですけれども、マニュアルをつくらなかったということについて、単につくっておけばよかったということではなくて、そこに行政の体質として、こういった思考方法が起きないような仕組みというのは、安全委員会というのがここことは別にできたということもあるんですが、農水省の体質としてもやはりやっていただかないといけないのかなあと思ってます。

もう一つ、次の「危機管理と情報掌握の反省と是正」ということに関してなんですが、石川委員の方から、この間消費者の意見をどういうふうに取り入れていたのかということに対して出てきた資料が、ホームページに寄せられた意見というのが出てきて私自身はちょっとびっくりしているんですが、そうではなくて、もっと消費者代表の方とか、あれだけ供給サイドの方たちとは会議、協議、相談をなさっているわけですから、消費者レベルの方たちとそういった公式な意見交換なり会議の場をもって、そういった代表の方たちとの意見を踏まえた対策というのがなぜ打たれなかったのかというのをちょっと不思議に思

っております。

それと行政の対策本部の設置の仕方についてですが、私が昨年の秋からことしにかけてＢＳＥの大騒ぎが起こった過程で感じたことは、農水省の中に対策本部というのをつくられたのは、これは当たり前だと思いますし、極めて順当かつ重要な対策だったと思うんですが、その組織づくりの上で、専門家の方が科学的に冷静に検討できるという場所をどこかで設けてもらっていた方がよかったのではないか。組織のトップが副大臣ということになった関係で、永田町との調整、マスコミとの調整という非常に政治的なところに忙殺されて、実際の専門家の方たちが科学的に冷静に検討する時間と場所がなかったのではないかなあと。やはりそこは区分して、そういった専門家の方たちが出した対策というのは、もちろん政治家の方とかマスコミ等とかで批判は浴びる必要はあると思うんですけれども、まるで風雨にさらされながら現場で検討するということがよかったのかどうかという、そういった感想をもってます。

それと「行政と業界との癒着是正」というのは、これももう既に何人かの先生がおっしゃってますし、中村委員などは天下りの問題にまで言及されているので、ここでは省略します。

それと３番目の「その他」のところについてですが、どうも、この場でもそうなんですけれども、こういった安全の問題が起こっている大きな背景として、グローバル化という、農産物の貿易の自由化という問題があるわけですね。これは、江戸時代のように閉鎖社会だったら国内だけで安全管理をしておけばいいんですが、今回の場合も典型的なんですけれども、肉骨粉を恐らく媒介として入ってきたと思うんですが、じゃ肉骨粉がイギリスから輸入禁止したらそれでとまったかというと、第三国経由でやはり入ってきている懸念というか、可能性というのは否定できないわけですね。しかも、その輸入経路というのが、今から逆にたどっていって検証できるか、調べられるかというのは、どうもそれも不可能なような状況なわけですね。そういったグローバルとか貿易自由化の中で安全をどうやって確保していくかという、そういった検討というのはやはり必要なのではないかなあと思っています。

それと自給率を向上させるという政策があって、私なんか、どう考えても、これだけのグローバル化と貿易自由化が進む過程では、自給率というのは維持するのが精いっぱいだろうと思うんですけれども、それを向上するという政策目標を立てているところの難しさというか、本当に現実を踏まえた政策目標なのかというのもちょっと疑問に思っております。

最後に、ちょうど松本先生が来て、権威な方がいらして急に萎縮しちゃったんですが（笑声）、「コンプライアンスとモラル」のことに関してですが、私が感じていることは、コンプライアンスを議論することはとても時節にかなったことだし、大切なマターだと思うんですが、それ以前のモラルが少し崩壊しちゃっているのではないか、そこから考えなきゃいけない問題もあるんではないかなあと思っています。

すみません。長くなりまして。

○田中委員長　　ありがとうございました。それぞれ、ご発言になった後すぐご質問したりする、あるいは事務局からご説明したりするというやり方もあるんですけれども、皆さん、同じ問題意識もあるかもわかりませんし、また類似のものはまとめていろいろ議論した方がいいかもわかりませんので、一通りご出席の委員からご発言いただきたいと思います。

○中村委員長代理　　私のメモは前回と変わっておりませんで、新しい版では16、17ページにありますが、余りにもメモ的な文章でありますけれども、補足しながら……。

まず前提に、消費者の信頼を回復するための第一歩というのは、やっぱり私は、ＢＳＥの発生についてのまだ不透明なところが残っていて、それをひとつ解明する、きちんとするということがまず前提だと思うんですね。

それはどういうことかというと、先ほど来、発生にかかわる部分についてはいろいろコメントがございましたけれども、発生した後の処理といいますか、幾つかまだ残っている課題があって、それは意外にちょっと大事なことじゃないかと思っているんですね。その一つは、やっぱり感染ルートの解明が進んでないということ。感染ルートについて、行政の方ではイタリアまで担当者を派遣して、その中間報告は拝読しましたけれども、その後の動きというのはどうも何か進展が余り感じられないというのが率直な印象です。

発生頭数がどんどんふえてきているというわけでもないので、恐らく資料が足りないから、少しその辺の解明のテンポがおくれているんだろうとは思いますが、そこはやっぱりひとつきちんとする必要があるのではないか。それでようやく消費も回復してきて、値段も、特に和牛なんかについて持ち直してきてますから、そういうタイミングで、もういろんな面でこれは大丈夫なんだということがわかることが必要じゃないかと思うんですね。

それからもう一つは、来年の４月ですか、死亡牛の検査を始めると聞いておりますけれども、これをきちんとやらないと、それぞれの農場で病死扱いにして、ちょっと心配な牛は処分をして、それで埋めたりしてしまうということがあると、そういうことは何となく情報として伝わるものですから、そうすると消費者なんかが本当にそれで大丈夫なのとい

うような意識がありますので、そういうことをひとつきちんとすることが、ここまでようやく回復してきた信頼をさらに強固なものにすることではないかと思います。

それからもう一つ、「その他」のところに書きましたけれども、この委員会、検討会で最初の方で幾つか議論がありましたが、17日以前の食肉の隔離と焼却事業が一体だれのため、つまり、それは最終的にはもちろん消費者のためということになるんだろうと思いますけれども、入り口がどこであったのかということは結構大事なことじゃないかと思いますので、その辺は検証するということが大前提で、それが本当に全体が消費者のために、消費者に軸足を置いた進め方になっているのかどうかということを示す証しの一つになるのではないかと思います。

そこで、例えば食肉企業なんかについていえば、今回の偽装事件については、何といってもそのモラルが余りにも低下していたということで、これは表示問題が非常に大きい要素を占めているわけですけれども、前に石川さんかなんかが、表示を、つまり担保するようなシステムができないかとヒアリングのときにおっしゃったと思うんですが、私もこれは検討する価値がある考え方だと思うんですね。

もちろん表示というのは基本的にはＪＡＳ法であって、それが担保する一つの印になっているわけですが、どうもそれでは信用できないということになっちゃっているところに実は問題があって、例えば担保する組織を、例えばその企業がきちんとした、行動憲章というんですか、行動規範みたいなものをつくって、それを例えば第三者機関がちゃんと認証して、確かにきちんとこれは企業として前向きな姿勢をとっているということを第三者機関が認証したら、その企業の表示というのは普通のＪＡＳ法に比べてより信頼性の高い、何かそういうステータスを与えるというようなことも考えられるのかなという気がしております。

そしてもう一つは、長くなりますので全部は省略しますが、食肉関係団体などは、前にも申し上げましたけれども、これまでの経緯で、行政の方、それから政治家の方に甘えてもたれかかっていたと、そういう体質がやっぱりあったんだろうと思うんですね。その理由というのは、背景というのは、歴史をたどれば、牛肉自由化前後に国会その他で、あるいは国の審議会その他で、国産牛肉と輸入牛肉のいわゆる混肉事件が幾つか指摘されていたにもかかわらず、私は国会の例えば議事録なんかを拝読しても、質問があっても、一体それはどういう背景で起きているのか、どういう処置をするのかという質問にどうも行政側からきちんとした答えがその議事録の中には出ていないということで、恐らく今回も、大丈夫だろうと、この程度のことであれば文句いわれることはないだろうと。これは確か

にヒアリングのときも一言そういうことをおっしゃった方がいらっしゃいましたけれども、そういう体質を何とかこの機会に変えていくということが必要なのではないかと思っております。

○田中委員長　　どうもありがとうございました。

○石川委員　　この間、意見陳述に際してメモを出しております。それから、きょうの資料にもあります意見のメモを出しているわけですが、その中で幾つか問題点と今後の対応について記してあるつもりですけれども、キャッチフレーズ的にいいますと、行政対応の責任の問題、それから今回の保管・処理事業、処分事業について消費者の不安を取り除く、消費者のためということがいわれますけれども、実際上は任意の制度であった等を含めて、消費者不在、あるいは制度設計の不透明さの問題、あるいは行政の挙証責任の存在の問題、政官業の関係の問題、あるいは表示制度の問題、それから補助金事業のあり方ですね。事業団も含めて第三者評価が必要ではないか、あるいは今回の補助金事業について、任意の団体である事業者団体を通じて行うという制度はいかがなものか、等々申し上げたつもりですけれども、前回の委員会の中で田中委員長からお話がございましたが、この種の問題は食品全般、食品産業、あるいは業界全体のものなのか、特殊、畜肉業界の体質問題なのかというふうな問いかけがなされたと思うんですけれども、私はやはり、特有の体質問題だと明確にして、それを克服するためにどうしたらいいのかという議論のプロセスが必要なのではないかと考えるわけです。

体質問題というふうに申し上げますのは、前回も申し上げましたけれども、と畜証明書がほとんど発行されていないということですよね。その中で牛肉の流通が行われているという。表示を担保するすべがないわけですね、実際上は。そこに問題意識を感じない業界なり、あるいは行政対応の問題、行政姿勢の問題は、前回いいましたけれども、そんな問題。それから表示の問題については、いまだに、今般、公正取引規約が改められたとはいっても、輸入ものについては原産国は書きますと。ところが、国産については国産という表示だけでいいわけですよね。実際上は和牛なり乳牛なりＦ１交雑種なりで価格は非常に違うわけですけれども、それらについて流通なり小売業者のところで消費者に対して情報提供をしなくても済むシステム、それがやっぱりこの業界の不明朗というか不透明さを助長しているのではないか。そのこと自身に問題意識をもたない業界、これはやっぱり体質問題だと実は思います。保管事業についても、業界でいろんなうわさがあっても問題にならない、あるいは問題点を指摘しない、声が挙がらないということですね。これなんかもやっぱり体質問題ではないかと思われます。

これら一連、体質問題としてとらえて、どうするかということですけれども、事の発端というかテーマは、今回の保管・処分事業と、それから通常の食肉流通における偽装問題ですよね。これを今後起こさないという立場で、その生産の現場、川上から川下まで一貫したシステムとしてどんなシステムが必要なのかという議論をする中で、恐らくさまざまな問題点もまた浮かび上がってくるんだろうと思うんですね。ぜひそんなふうなアプローチの仕方が必要ではないかと思います。

そういう点では、この間一連申し上げてますけれども、表示制度のあり方、それと表示の担保をどうするか、あるいは、尾野村さんからもありましたけれども、と畜場のあり方、役割をどう考えるのか。日本のと畜場というのは、価格の問題もありますけれども、アメリカなんかには輸出できないわけですね。これは衛生管理の問題がありますから、向こうでは認められないわけです。それから補助金事業のあり方、これは事業団もそうだと思うんですけれども、そんなふうなこと。最後に、コンプライアンスであるとか、公益通報者保護制度であるとか、そんな周辺のことを議論する必要があるのではないかと、こんなふうに考えています。

○田中委員長　　どうもありがとうございました。

○松本委員　　１つは企業サイドですが、これは私なんかもいってますけれども、コンプライアンスの問題が一番大きいので、きちんとやっていただきたいということなんですが、ただ、ここでも書きましたが、企業の意識として、直接消費者と接点のある企業の場合、小売業者だとか、あるいは自社ブランドで製品を製造している企業の場合はこのような意識が働きやすい、外からの影響が行使しやすいんだと思います。

ところが、今回の食肉流通でも、私が全く聞いたこともないような流通業者が１件問題になっているわけで、そういう事業者はいわば黒子のような形で動いているわけですから、取引先は知っているでしょうが、それから先はだれも知らないということなので、取引先が何らかの形で影響力を行使しない限りは、コンプライアンスの意識が働く余地が少ないのではないかなと。そういう意味で社会的な監視が行き届かないところがあるので、このような、流通にのみ関与する事業者についてのコンプライアンス経営の促進策をいろいろ考える必要があるのではないか。特に表示については、そういうところでどうも偽装されているケースが多いということなので、一層何らかの方策を考える必要があるのではないかと思います。

２つ目に食肉関係団体ですが、これは前回の議論のときにもかなり問題になりましたが、一般に事業者団体という言い方をしておりますが、どうも協同組合型の事業者団体特有の

何か問題というか、性格があって、例えば公益法人としての事業者団体、これはたくさん、各業界ごとにあると思うんですが、それと相当性格が違うのではないかなと。中小企業のための団体とか、農家のための団体はいわば、特に中小企業がはっきりしているんでしょうが、大企業と経済的に伍していくために集まるということですから、公益というよりは私益がほとんど、共通の私益といいましょうか、のための団体であって、業界全体をまとめて傘下の会員企業の利益も考えるけれども、それだけではなくて、公共の利益も考えてやっていくといわれているたぐいの事業者団体とは違うのではないかなと。

そうなると、そのような協同組合型の事業者団体はそれとしての重要性は当然あるわけですが、そのような団体が直接補助金を得るというのはおかしくはないんですが、そこが補助金分配の代行をやるというのは少し何かおかしいんではないかという気がいたします。一事業体として補助金を直もらうというのはおかしくないと思うんですけどね。ばらまきといいますか、個々の事業者に渡すそのパイプとして全部お任せするというたぐいの補助金の出し方は問題があるんじゃないかなと思います。

今回でも、本省、事業団、それからそういう協同組合型事業者団体、それから個別事業者というふうに、間に幾つかの組織が入ることによってお互いに無責任体制になりがちであると。一般的にいって、間が入れば入るほどそういうことになりがちなので、それが今回も少し出たのかなあと思いますし、さらに最近の報道で、会計検査院でしたか、今回の補助金が個別の事業者のところまで渡っていないのがあるという指摘がされていて、その辺もやはり問題があるのではないかと思います。

それから食肉行政ですが、企業側が違法行為、あるいは反倫理的な行為を行うということが業界の体質としてかなりあって、今回もそういうことがある程度予見可能であるということであれば、それを誘発しないような施策の仕組みをきちんととるべきであったと思います。

さらに、今後の表示一般についての真正確保施策として、すべての食品についての事前検査を行政がやってなんていうことはおよそ考えられないことですから、かなりの部分は事業者の自己責任でやってもらうことになると思うんですが、その場合に、表示違反があった場合の制裁をきちんとする。事後的なチェックについて、これはピンポイントでしかできないと思いますが、効果的にピンポイントで検査をして、違反に対しては厳しい処分をする。さらに処分をするときに、事業者のふだんからのコンプライアンス体制、コンプライアンス経営をきちんと実践しているかどうかを十分考慮に入れた上で不利益処分をするということ。それによって間接的に法令遵守を促進することができるのではないかと思

います。

もう一つは、表示の認証について、第三者認証の制度を導入するというのも考えられると思いますし、有機農産物についてはたしかそういう仕組みだと思うんですが、原産地表示的な銘柄食肉についてもそういうのが考えられると思うんですが、ただ、銘柄の場合に、じゃ認証するのはどこかというと、産地の団体だということになると、結局、偽装を黙認するようなことにもなりかねないので、中立的に、それぞれの産地の真正性を認証できるような機関がうまくつくれれば、消費者サイドからは、そういう第三者機関の認証の入った銘柄の農産物については信頼できるということになりますので、その特定の産地の利益のためだけに動かないような、もう少し第三者性の高いような組織をうまく考えたらどうかと思います。

それから最後に、業界の保護・育成を担当する部局と、それから法律の執行、法律に基づく規制を担当する部局を分離するというのが、どこの世界でも今そういう動きでありますし、農水省もかなりされていると思いますが、保護・育成行政の中にコンプライアンス経営の促進施策を取り込んでいくという観点が必要かと思います。

○田中委員長　　どうもありがとうございました。

○丸山委員　　私は、余り具体的にこういうふうにするのがよいという、すぐ直るような処方せんは考えつかなかったんですけれども、食肉業界がそれほどほかの業界と比べて特殊なのかというお話もありましたが、個別にみればそれぞれ特殊ではあろうと思いますけれども、例えば偽装問題を引き起こしたというようなことは、ある意味では極めて普遍的なことであって、穴があれば、そこをつついていくと。そして何とかしていきたいと。

あるいは食肉の企業の中でも、個人としてはまずいと思っていたけれども、会社のためを思ってやったというような話が出てきますが、そういう意味での、先ほど来出ている、いわゆるモラルという意味では、個人のモラル。そしてその個人のモラルはそれなりに保持されていても、集団となると一緒にそれに流されていってしまうということで、個人のモラルを犠牲にしても集団のために何かしようという、そういう意味での括弧つきの日本的モラルというのは依然として、江戸時代以降、今も生きているのではないかとむしろ逆説的に思うわけでして、そういうことで、例えば食肉企業に関していえば、これは何をすればよいということはなく、それこそ時間がかかる、それしかないのではないかとは思います。

今までご議論のように、コンプライアンスの問題、あるいは行動規範等々つくるのは一応形として、あるいは社会に対するポーズとしては役に立たないことはないと思いますけ

れども、結局のところは、結果をみて、周辺、消費者は判断するということになると思いますので、結局のところは、先ほど来の個人としてのモラル、それを集団としてどういうふうに維持していけるかというところになると思います。これについては、初めにもお話ししたとおり、これという方法を今思いつきません。時間をかけてゆっくりやってもらうしかないと思います。

というのも、リスク分析の話の中でリスクコミュニケーションがありますが、リスクの基本はやはり信頼関係というところにあると思うので、信頼関係があるかないかという、いわば環境が整えられているかいないかということで、リスク、あるいは安全というもの、あるいは安心感というものが極めて異なってくるので、そういう意味で、確かに、今回、環境を破壊したということで、信頼関係という環境条件をもとへ戻すのは極めて大変だと思います。

その中で１つは、関係団体、あるいは事業団というところの存在がありますけれども、これは今まで私も余りきちんとした認識がなかったんですが、今回いろいろお話を聞くと、協同組合的なところもあり、いわゆる業界団体、傘下企業、あるいは傘下メンバーというのが必ずしもその割合が高くないというお話を伺って、それは業界団体なり協同組合なりが果たす役割が非常に限定される、それが今回非常に大変だったのかなあとも思いました。

そういうことで、もう少し業界団体というのがいわば分野としての専門性をもって、多少とも規制できるというか、メンバーの総合チェックができるような、そういう機構というのがどうしても必要だと思いますし、それには恐らく、あそこがいかん、この企業が悪いというのでなく、むしろよい実例をお互い見せ合うような場をつくる。そして、再びあれですが、コンプライアンス等の問題もありますけれども、うまくやるとこういうふうにうまくいくんだという、むしろよい実例の研究会のようなものを業界の方できちんとくみ上げていくようなことも必要なのかなと思いました。

行政に関しては、これは再び、やはり非常に普遍的な問題だろうと思います。一体、牛肉の隔離、あるいは焼却というのがだれのために行われたかということになりますが、これはもう本当に、どちらのため、企業のためか国民のためかというのはほとんどいえないことであろうと思いますし、確かにあの時点で牛肉業界がほとんど、例えば崩壊してしまえば、それ以後、国民、あるいは消費者が牛肉を食べたいといっても、それは国内で供給できなくなるという、そういうおそれも恐らくはあったろうと思いますから、そして国民、あるいは消費者は極めて勝手ですから、のど元過ぎれば熱さを忘れて、今は牛肉の消費量もふえ価格も上がっているという状況で、そういう得体の知れない消費者を相手に行政さ

れるのは非常に大変であろうと思います。

その理由の一つは、消費者とは一体何なのか、だれが消費者なのかというのがいつも問題になると思います。ある意味ではピンからキリまでいて、きちんと状況を把握して理解した上で、きちんとした発言をされる消費者代表の方もいらっしゃいますし、街でいろいろな情報に踊らされている、あるいは自分で考えたくないという消費者もいます。あるいは全く別の思い込みをしている消費者もいて、そういった、いわば非常にピンからキリまでの広い分布をもった消費者に対して何らかの政策をするというのは、常に不満が出てくることは当然避けられないわけです。そういう意味で、何かこういう行政的な措置をすればそれに対して不満をもつ人間がいて、あるいは非常に賛同する人間がいて、あるいはそこの穴を見つけて何らかの利益を求めようとする人間が出てくるということで、従来、あるいはこのときの政策は余りにも性善説に基づいていたのではないかというお話もありましたけれども、もちろん、緩めるところと締めるところ、いってみればアメとムチとをどう使い分けるかということになるかと思いますが、そういうところを行政は、何か一つの施策をすれば必ず両方の反応があるということになりますので、私は、既に起きてしまったことに対して少し甘いのかもしれませんけれども、10月17日以前の肉の隔離というのは、それによって消費者は非常に安心したというのが本当のところで、それが、先ほどお話ししたように、翌年になって偽装事件が出てきたという、しかもそれが非常に大企業であったというところから見直して、余りそのときの状況の是非を問うよりは、先ほどもお話ありましたけれども、厳罰で臨むのか、あるいは逆にむしろいい方向を誘導するのかというようなことは、確かにいろいろな部署を分けるという形で実現できる可能性はあると思います。

いずれにせよ、一つの非常に大きい焦点は、ＢＳＥを日本で起こしてしまったというところにありまして、ただ、今回のこの委員会では、ＢＳＥの予防、発生を防げなかったというところについて問うのではなくて、その後の、起きてしまった後の危機状態のところでの判断についてということですので、今のように、今後どのように行政として対応するかというところは、先ほどお話ししたように、国民、あるいは企業が実際どういう方向を選べば自分たちにとって望ましいかということ、オプションを少し出していけるような形にすると。

あるいは、この施策のときに、たとえ緊急的にであっても、外部の人間の意見を聞くというプロセスは必要であったようには思います。それは、これから非常に機動的に動ける外部の組織、先ほど専門家というお話もありましたけれども、それが必要なのではないか。

むしろ行政の中だけで決定することによって要らない誤解を招いていくことになるのではないか。そういう意味で、少し風通しよく、緊急的に動ける外部の組織というのを考えておく必要があるのではないかと思いました。

○田中委員長　　どうもありがとうございました。

どうしますかね。きょうお休みの先生方もきょうの議論のテーマについておっしゃっている。先生方が出られれば、それはそれでまた議論していただけばいいんだけれども、私たちの議論のために、どんなことをおっしゃっているかだけでもざっと知っておった方がよさそうな気がするんです。それで、どなたか若い人に、例えば厚谷さんのだと４ページですが、さっと読んでもらえませんか。

○本川食肉鶏卵課長　　じゃ厚谷委員の４ページでございます。

①食肉企業

食肉企業の生産部門・流通部門のいずれにおいても、不当表示問題が頻発した。経営者、従業員の中には、どの企業もこの程度のことをしているから許されるであろう、あるいはこの程度のことは消費者が見つけることができないであろうと意識があったのではないかと想定される。法的規制を強化する前に、この意識を払拭することに努めなくてはならない。

②食肉団体及び農畜産業振興事業団

（a）日本ハム・ソーセージ協同組合の組織のあり方

事業協同組合の組織理念は、中小企業の相互扶助であるから、大企業が加入していても、事業活動の中核を占めることには疑問である。また、行政との関係においても距離を保ち、自立した事業をすべきものである。協同組合が本来の理念に照らしどうあるべきかを検討すべきであろう。とりわけ、大企業が組合の理事長初め理事数で多数を占めていることは、中小企業協同組合のあり方として、妥当性を欠くのではないか。

（b）事業団は、市場における価格操作により肉の価格の安定を図るのであり、それは市場メカニズムの例外的措置である。したがって、事業団の機能はできる限り限定的かつ裁量がないことが望ましい。事業団の業務に酪農民の保護のほかに消費者の保護などを含めるなら、事業のあり方が裁量的になり、結局、消費者の保護がおざなりになるおそれがある。

③食肉行政

（a）食肉行政の目的を明確にする①安全性、②畜産農家の保護、③環境の保全、④安定

的供給等行政が責任を負えることに限定すること。他のことは、できる限り市場メカニズムに委ねることが好ましい。

（b）農水省における消費者行政、例えば表示問題は、食肉行政担当部門とは別個の部門が担当した方が、責任が明確になる。

（c）食肉行政にあっては、安全性が最も重要である。しかし、絶対の安全ということはあり得ないということを認識し、常の問題が生じたときに責任ある措置を取り得るかを考慮しているべきである。このことから、トレーサビリティが検討に値する。

（d）保管事業・処分事業における偽装事件は国に対する詐欺事件として処理されたが、食品表示で外国産を国内産と表示することにより商品を高く販売することは、実質的に偽装事件と同様の性質のものである。ＪＡＳ法違反というだけでなく、不特定多数の消費者に対する詐欺行為の性格を有するといえよう。このことを食品企業に徹底する必要がある。

（e）処分事業については、多くの法的問題が含まれていた。しかも、多額の国費を支出している。これは既存の制度・仕組みが処分事業に必ずしも適合するものでなかったからでないかと思料する。このようなことに照らすなら、行政の透明性、公平性あるいは効率性の観点から、立法措置によった方が好ましかったのではないか。

今度は犬伏委員の10ページでございます。

①食肉企業に関して

食肉に限ったことではなく食品の製造・加工といったことに何よりも求められていることは、まず第一に「安全」であり、ついで「品質」「衛生」そして「価格」と続くと考えます。しかし、私たちがそれらの情報を知る手かがりは企業による表示しかありません。ＪＡＳを初めどんなに罰則を強化してもその表示の真偽は外部のものにははかれません。表示の真偽を担保するシステムの構築とその公表が必要ではないでしょうか。

企業秘密の名のもとに、私たちは自分の体質にあわないものも知らずに食べさせられている現状です。表示の担保のあり方について基準や監視システムの構築が必要では？

原材料の出と入りを明確にするとか、価格面は伏せ、量の部分だけでも開示するとかで信憑性をもたせるなど考えられないでしょうか。

②食肉関係団体に関して

業界団体として、単に共存を図るためや営利に結びつく情報交換をするのではなく、社会的国民感情やニーズを常にウォッチングし、研修、広報することに力を注いでほしいと

考えます。

③農畜産事業振興事業団に関して

「消費あっての生産振興」ということを常に頭に入れてほしいと思います。国策と生産との間にあって的確な指導・要請をしていっていただきたいと思います。

資金の出所に弱く、補助先には強いということのないことを望みます。国民の思いを受けての国策、その国策を生産に結びつけていくための事業団という構図がもっとはっきりみえてくるとよいと思います。

④食肉行政に関して

量の確保が第一義であることは理解できますが、同時に質の安定を常に考慮してほしいと思います。

さらに、量や質を確保するために行政のみが躍起になるのではなく、広く国民に現状と望ましい未来像を知らしめ、ともに考え、行動するようであってほしいと思います。

次に新山委員です。20ページです。

（１）企業

法令を守り、社会的な倫理にのっとった経営を行えるように、企業の運営のあり方を改善する必要がある。企業がコンプライアンス経営のマネジメントシステムを導入することは、その有力な方法であると考える。政府においても、それが促進されるようにしていくことが必要である。その措置は、形だけのシステム導入になったり、優遇措置の利得だけを追求するようなものにならないよう、十分な検討が必要である。少なくとも、実効性のあるマネジメントシステムが定着するように、専門的な人材の育成を図ることが必要である。

（２）業界団体及び農畜産業振興事業団

①と畜解体、流通にかかわる業界が、食肉の安全確保による消費者の健康保護、消費者の商品選択の際の適切な情報提供（それには表示を含む）を十分に行うことが必要である。市場を確保する上でも、消費者の信頼を得ることが不可欠であるとの認識が必要である。

②それに対応するように、供給システムや市場を革新していくことが、業界団体の基本的な役割になるべきである。また、社会的責任に裏打ちされた専門職業性を高めることも業界団体の役割であり、業界全体の職業倫理の向上につながると考える。

③ＥＵ諸国では、業界全体として、食卓から農場までの品質の管理・保証や安全性の確保、

トレーサビリティの導入を進める上で、そのプログラムや規格を策定したり、検査を行う、極めて権限のある半官半民の機関が整備されている。これらの機関は、農業生産者段階から、小売段階まで、各段階の業界団体を統括しており、政府の業務の受託とともに、マーケティングや宣伝活動も行っている。

民間の機能を引き出すには、中間段階のこのような組織の存在が不可欠であり、政府はこのような組織と機能分担と連携を行えるようにすることが必要である。

④農畜産業振興事業団の役割は、上記のような機能を考慮して、検討されることが必要ではないかと考える。

（３）行政

①食品安全にかかわる危機管理やリスク管理の必要性については、ＢＳＥ問題調査検討委員会において、既に指摘されているところである。適切な予防的措置をとることをしなければ、危機発生時の事後収拾の社会的コストは膨大なものになる。

②食品安全性及びその危機時におけるリスクコミュニケーションは、科学的なアセスメントの結果や消費者の認知構造に即してなされなければならない。行政においても専門的手法の修得と専門家の養成が必要である。

③今後の事業の仕組みづくりにおいては、目的に沿う実効性と透明性の確保がなされなくてはならない。

④行政評価制度において、目的適合性、透明性等の観点から事業の仕組みの評価と改善が行われるようにすることが必要であると考える。

⑤今後、同様な詐称や偽装表示が行われないようにするために、トレーサビリティや表示の認証制度の導入が必要である。そして、ここにおいては十分に実効性と透明性のあるシステムが確保されるような仕組みが提案されねばならない。漫然と導入すると信頼性に欠け消費者を裏切るようなものになりかねない。

例えばＥＵでは、トレーサビリティについては、フランスにおいては実施されているシステムの適合性検査が、ドイツでは各企業のトレーサビリティに関する危険度査定が行われ、信頼性、実効性、透明性を担保する措置がとられている。表示の認証制度は、カテゴリー別（原産地表示、有機、品質適合証明など）に包括的な制度にまとめられ、権限のある第三者機関の認証を要件とし、フランスではさらに国家及びその委託機関による２段階認証制度が導入されるなど、信頼性の強化策がとられている。

⑥かつて1960年代に消費者保護と脆弱な生産者の共同活動の強化を目的として政策的な流通近代化に取り組まれたが、現在、改めて流通構造のあり方を検討しなければならない時

期に来ているように考える。農林水産行政の役割として、消費者保護の観点から、流通の透明性、適切な効率性、また、適切な競争と共同の状態を確保するために、流通構造の系統的な把握が進められる必要があろう。

以上でございます。

○田中委員長　　ありがとうございました。

お手元に参考資料として概要が整理されておりますので、こういうものを参考にしながら議論を展開していったらいかがかと存じます。きょうのところは15ページからであります。こういうものをみながらで結構ですが、共通した問題、あるいは先生方で特有の観点からの問題提起があるわけでありますけれども、ご発言に伴って、まず事務当局の方からいろいろ言っておきたいことがあろうかと思います。委員に誤解があるかもわからないし、あるいは誤解ではないけれども若干説明しておいた方がいいということがあるかもわからない。また委員同士でお互いに聞いてみたいということもあると思いますので、まずは事務当局からご説明してください。

○松原畜産部長　　畜産部長でございます。

何点かにつきまして、意見と申しますよりも、今委員長からお話がございましたように、これまでいろんな席、前の委員会でのご議論あった点、あるいは、今お話の中で若干の誤解なり、私どもとして幾つか情報提供という形でお話をさせていただきたいと思います。

まず冒頭、石川委員から、サーベイランスにつきましてのご要望を私どもにいただいておったというお話がございました。このサーベイランスにつきまして、ＢＳＥにつきましては、1996年に、イギリスで人への影響ということが取り上げられたということがございまして、私どもとしても、ＢＳＥ問題技術検討委員会というものを、東大の小野寺先生を座長ということで立ち上げをいたしまして、いろいろ科学的なご議論を踏まえた上で、これを家畜伝染病の政令に基づく家畜法定伝染病扱いにするといった措置をとりました。

また、翌年の平成９年の４月に、家畜伝染病予防法を改正いたしまして、政令扱いではなくて、法定伝染病としてきちっと、このＢＳＥを、当時の名前では牛伝染性海綿状脳症という名前で位置づけたということがございます。同時に各種の家畜伝染病を、届け出伝染病と、それから蔓延防止のための伝染病、全体を私ども行政が監視をする、国内に発生がないかどうか、侵入がないかどうかということを監視するという監視伝染病というものにいたしました。法定伝染病と届け出伝染病全部でございます。

これらの範囲も見直しまして、相当な数の海外伝染病等も範疇に入れたわけでございま

すが、そういった点で、ＢＳＥも当然ながら法定伝染病でございますので、監視伝染病ということでサーベイランスの対象となったわけでございます。国内でサーベイランスという言葉が家畜伝染病に取り入れられたのが1997年、平成９年の４月以降でございます。そういった点で、病勢鑑定、その他、症状的に疑いのあるものについてはＢＳＥ検査をするということが位置づけられておりまして、年間、数十頭規模が検査をされておりました。

その後、昨年２月、３月、生協連からもいろんなご要望をいただきまして、このＢＳＥに対するサーベイランス体制の強化を実は行っておりまして、頭数的には、ＯＩＥの基準に基づく、症状的にＢＳＥを疑われたようなものを中心にいたしまして、年間、少なくとも300頭以上は検査をしようということで検査をいたしておりました。

この結果といたしまして、８月になりまして、ＢＳＥを疑う症例があり、これが確認されたということでございます。そういう意味で、私ども、ご意見をいただきまして、そういった経過をとっておるということがございますので、この１点、報告をさせていただきたいと思います。

それから第２点目は、ＨＡＣＣＰ対応の件でございます。と畜場におけるＨＡＣＣＰ対応でございますが、これは実は平成９年にO-157という病気が国内で多発いたしまして、問題になりました。この原因が牛のふん便に汚染されたものではないかというようなことがございましたので、当時の厚生省等におきまして対応を急いだ結果、と畜場におけるＨＡＣＣＰ制度の導入と食肉の汚染防止のための施設整備、これの制度、規制強化というものを打ち出しまして、私ども農林水産省はいろいろな補助制度等を使いまして、国内における食肉センターなどの施設整備に当たるとともに、また、このＨＡＣＣＰの運営につきましてのマニュアル等、今ここに実はおもちいたしておりますが、写真等を入れながら、処理の仕方なども、こういった資料も使いながら、私どもとしてもＨＡＣＣＰの運営の徹底ということに努めてきたところでございます。

残念ながら、こういう措置をとっても――各と畜場で大変なご努力をいただきまして施設の整備も進んだわけでございまして、現在、牛につきましては、平成９年から３年間、平成12年度までではＨＡＣＣＰ対応のと畜場に対する施設の整備はもう済んでおります。ただ、これを運営していくという面で、それぞれのところで努力をいただいているわけですが、残念ながら、リスクを完全にゼロにするということはなかなかで、幸いなことに、国内でそれ以降大きな公衆衛生上の問題が出ているということではないと、食中毒、その他ないというふうに考えてございます。

と同時に、このと畜場における食肉の対米輸出ということにつきましては、牛肉の輸入

自由化のときの国内対策ということがございまして、国内の牛肉産業、元気をつけるということで対米輸出に取り組みまして、国内３カ所のと畜場、これを平成２年に整備いたしまして、２年の９月から、たしかアメリカに牛肉を輸出するに至っておりますが、その後、一昨年、我が国に口蹄疫が発生したということがございまして、アメリカから、日本からの牛肉の輸入停止という措置をとられておりまして、残念ながら、現在はアメリカに輸出されてないという状況にございますが、これら３つのと畜場がＯ-157対応のときのモデルになったということはございました。

なお、日本から対米輸出できないというのはそういう問題と、もう一点、と畜場につきましては、各国の食肉の食する形態、あるいは流通状況、そういったような観点から、と畜場に対するいろいろな衛生設備の基準がございまして、アメリカ型、日本型、ＥＵ型、それぞれ違います。そういう意味では、アメリカもＥＵに出す場合にはＥＵの規定に則した施設整備をやっているという状況がございますのと、日本でも、と畜場ということで、最低基準、きちっと守られる仕組みになってございます。

それからＢＳＥ対策本部をＢＳＥ発生直後に立ち上げたわけでございますけれども、その関係で、行政トップが副大臣であって、かつ、科学者の方の関与ということについての言及がございました。ＢＳＥ対策本部と申しますのは、実はＢＳＥ発生に伴う国内のいろいろな影響について、この対応をどういうふうに行政的に進めるかということ。これにつきましては、家畜衛生の立場のみならず、畜産経営、あるいは食肉の流通、いろいろな面で、我が省の各部局にまたがっていろいろな対策が所管されているということがございまして、担当の部局が集まって、それらの調整でございますとか、円滑な運営が進むようにということで設置されたわけでございまして、そのトップに副大臣についていただいたという経過でございます。

科学的な見地からのＢＳＥ対応ということにつきましては、先ほど申し上げたＢＳＥ技術問題検討会という席で、東大の小野寺教授を筆頭にいたしまして科学的なアドバイスをいただき、それをもとに、いろいろな防疫あるいは対策を行政的に検討し、対策本部で検討した上で、これを事業化していったわけでございまして、そのときに政治家、あるいはいろいろな業界からのご意見も伺って、行政として、このＢＳＥ対策というものを行政判断ということで、それぞれ家畜の防疫、あるいはいろいろな対策の実施ということを行政機関の責任で実施しなければならないということで、こういう体制をとってきたということでございます。

それから中村委員から、最近の感染ルートの究明といった点につきましてお話がござい

ました。お説のとおり、これまで５例しか、私どももっておらないという関係で、今後、サーベイランスで死亡牛の検査、来年の４月以降は――これまでもずっと進めておりまして、ＢＳＥの関連だけではなくて、昨年４月から、症状があって疑わしいというようなものも含めて検査しておりますが――死亡牛の検査ということが入っていけば、また新たな情報があるということで、これまでも２回にわたりまして調査報告を出させていただいておりますが、今後もこれにつきましては粘り強くそれを続けていくということにいたしてございます。

それから食肉の流通と表示問題につきましてお話がございました。先般、全肉連の福岡会長がおみえになりまして、公正取引協議会ということでのいろいろなご説明があったかと存じます。食肉につきましては、販売時に原産地、国産か輸入牛肉か、あるいは部位、そして100グラム当たりの単価、これを書くことが義務づけられておりまして、原産地というのはサービス表示と、あえていうならばそういったことになっております。

ただし、表示する以上は間違っていてはならないわけでございまして、表示する側がきちっとすべきということだろうと思いますが、その話の中で、品種でございますとか、あるいは肉質につきましての格付け、こういったことが流通上の値づけのときの、値決めのときの判断基準になるということがございまして、私どもとしては、食肉格付けということを各食肉市場、あるいは食肉センター、と畜場段階で実施いたしてございます。これはあくまでも中間、卸売段階での値決め、あるいは価格の市場でのせり値、これを全国に情報提供いたしまして、国内における価格形成が適正に、公正に行われるようにということで決めておるものでございまして、部位ごとに等級がつくというものではございませんので、あくまでこれは流通上の卸段階の規格ということでご理解を賜ればと思ってございます。

とりあえず私の方からは、以上、情報提供させていただきました。

○田中委員長　　今ご説明いただきましたが、重ねてご質問とかご意見があればおっしゃってください。石川委員、よろしいですか。

○石川委員　　お答えが、私だけではなくて、質問の意図に余り十分答えられてないのではないかと思われるということだけ一言いっておきたいんですけれども、ＨＡＣＣＰの問題について、輸出があるとかないとかいうことがありました。ＨＡＣＣＰの場合は衛生・安全管理ということが目標なわけです。ですから、ＨＡＣＣＰをどうこうするというのは、安全性問題はこの委員会での主要なテーマではないと思うんですけれども、ただ、ＨＡＣＣＰに付随して、先ほど尾野村さんからもありましたけれども、記帳、保管というのがつ

いて回るわけですね。結局、トレーサビリティも安全性の問題からの話なんですけれども、ちょうどＨＡＣＣＰにおける記帳、記録、保管、仕入れから販売まで、あるいはその製造過程で、それが表示なりの担保になるのではないかという考え方でいっておるわけで、今回、食品衛生法も、来春、抜本的な改正の案が、改正されるというお話になっておりますけれども、そこでも事業者におけるその種の記録の記帳、保管ということが一部、これは義務ではありませんようですけれども、出ているわけですね。したがって、今回の偽装問題、業界の体質問題というのを議論するときに、真正を――真正というのは内容をきちんと担保するツールとして、その種のことを考えたらいかがということを申し上げているわけですね。

○尾野村委員　　問題が違いますから、ここで僕もＨＡＣＣＰについて議論する気はないんですけれども、それはわかっているつもりですが、なぜいったかといいますと、そこの部分について、お役所の方で、運営マニュアル等を決めて安全だという、ＨＡＣＣＰ対応は済んだというふうにおっしゃっているところに私はむしろ問題があるということだけいっておきます。

それで、私がここでなぜこれをいったかというと、やはりと畜場に関しても、安全をこれから行政の一つの大きな目標としてやるのであれば、と畜場の競争も僕は必要ではないかと。一律一様の安全基準ではなくて、各と畜場によって違うわけです。

私の素人的な経験でいうと、と畜場の処理の場所によって、腐るまでの期間が、無菌に近いところでやるのとそうでないところでやるのと、日数が２倍ぐらい違うというのを聞いてます。そうであれば、当然、僕は競争原理が働くべきところではないかと。新山先生がおっしゃっているように、パッカーのところがアメリカでは寡占化が進んでいるというのはまさにそういう、パッカーのところが安全競争で熾烈な品質向上をやっているのであああいった形になったのではないかと思うんですが、日本でも、やはりそういう競争原理で、トレーサビリティをやるんだったら、私は、と畜場のどこで処理したのだということも表示すべきではないかと思います。

それだけです。

○田中委員長　　今、と畜場の話が出ていますが、確かにＨＡＣＣＰも関係するんですけれども、と畜場そのものは厚生労働省の所管ですよね。尾野村さんが先刻来議論しておられる問題、そのマニュアルというのは農水省でおつくりになっているのか。と畜場ですから、当然、厚生労働省の方でつくっているのではないかと思いますが、以前から、これは政策評価の際問題になったことがあるんだけれども、つくるならつくってもいいんですが、

尾野村さんが指摘されたように、ハードというよりも、むしろ組織全体として目的が達せられるような運営がされているかどうかということが本当は問題なので、それをだれがどうチェックするようになっているのか、ただハード面でオーケーをとれば、あとはもうほったらかしということなのか、その点、ひとつ教えてください。

それからもう一つ、畜産部長にお聞きしたいのは、生産を担当しておられる、あるいは食品について農水省は深く関係するんだけれども、厚生労働省との、よくいわれる縦割りの問題から何か不都合というか、仕事のやりにくさというか、そういうことがあるかどうか、差し支えなければ説明してください。

○松原畜産部長　　このと畜場の施設基準につきましては、設置の要件でございますので、と畜場法とその関係法令できちんと定められております。これはあくまで最低要件。と畜場として機能すべき公衆衛生上の最低要件ということになってございます。それと、そのと畜場の使用の仕方、作業の仕方、これにつきましてはいろんな考え方があろうと思いますが、施設につきましては、人が使う以上、間違いが起こらないような、そういった施設にすべきではないかという思想も１つございます。

一方で、施設的にこういうふうにすれば間違いようがないという施設にしても、やはり裏をかいて、あるいは思いがけない使い方のそごということが、過誤みたいなものがあって、事故があってはいけないということがございまして、そうした施設を衛生的なものによりよくしていきながら、やはり使い方についても、最低限こういうことは守らなくてはいけないということを厚生労働省の方で法令に基づいて決めていただいております。

私どもはその基準に則した、合致するような、また食肉流通の実態に即した、と畜場だけではなくて、と畜した枝肉をさらに部分肉にし、そして出てきた副生物をいかにうまく処理するかという、そこまでオールインワンにした、いわゆる食肉センターというものを家畜流通施設ということで、合理的な流通の体系の形成ということで、これの支援をいたしております。そういう観点から、その食肉センターにおけるＨＡＣＣＰの適用、これにつきましてはさらにより具体的に、例えば、先ほどおみせいたしましたけれども、と畜・解体、あるいは内臓処理、その他ということで、写真等を入れたより詳細な事例を示したものを実は事業としてつくって、食肉センターで使っていただく教材なり、あるいは参考書といいましょうか、そういうことにさせていただいているという関係がございまして、そういった規制の強化なり、あるいは運用につきましては、私どもは逐次厚生労働省からもいろいろ相談を受けますし、私どもからも、産業を所管するという関係から、より実行可能な、より運営が円滑に進むような、そういったことでのいろいろなアドバイス等もい

たしておるという関係でございます。

そういう意味で、縦割り行政というのはあるわけでございますが、お互い、規制をする方、それに基づいて業をうまく進めるという観点からは、やはりこれは車の両輪以外あり得ないということがございまして、それはもう厳しい意見の対立する場もございますし、また、全く問題ないということもあるわけでございますが、そういう関係では、私どもとしては常に連携しつつ、いい関係を保っていきたいということで努力してきておりますし、縦割りというのを意識しないかということになれば、それは意識するときもあるわけでございますが、議論を重ねて、その辺の連携というものをこれまでも努力してきたつもりでおります。そういうことで、これから先いろんな食品安全行政の関係ということは新たな仕組みに移っていくわけでございますが、今後も努力していきたいと思ってございます。ありがとうございます。

○田中委員長　　ほかに……。

○中村委員長代理　　今、食肉処理場のことに話題がいってますからちょっと加わってみたいんですが、尾野村さん、あちこちのと畜場をごらんになって、私も幾つかみたことがあるんですけれども、アメリカは日本と逆で、食肉処理場はその管理はＵＳＤＡなんですよね。日本と全く正反対で、農場段階は、えさも含めてＦＤＡなんです。それで、食肉処理場になると今度はＵＳＤＡになるという、日本と正反対だと思うんですけれども、私がアメリカのパッカーでみたあれでは、ちゃんと一頭一頭、枝肉に判こ押して、もちろん毒のない判こだと思うんですけれども、最終的にはオーケーだということで、それが出ていく。私が取材した２～３カ所のパッカーでそうだったんですけれども、それはちゃんとＵＳＤＡの担当者が行ってるんですよね。アメリカの場合には、パッカーに必ず行って、それでやっているんですよね。日本はあれですかね。

○松原畜産部長　　日本では、と畜場法に基づきまして、と畜検査を経て、これにパスしたものでなければと畜場から出荷してはならないというふうになってございます。この場合、と畜場につきましては、都道府県知事の認可で設置されておりまして操業ができることになっております。そして、と畜検査につきましては、獣医師であります都道府県の職員が食肉衛生検査員という資格で、内臓、あるいは枝肉の検査、もちろん入ってきたときの生体検査、病気であるかどうかという、異常があるかどうかもチェックしてございます。

合格いたしますと、中村委員がおっしゃるとおりに、枝肉にスタンプを押すことにしてございまして、これはやはり世界的に共通でございます。そのスタンプの中には、合格月日と、それからその処理をした施設の番号が実は中に記されておりまして、枝肉段階では

どこで処理されたものかということがわかってまいります。そういう意味で、スタンプが合格賞であり、と畜証明であると。これは正規のものでございます。

アメリカにつきましても同じなんですが、アメリカは州知事が認可したと場と、それから連邦政府が認可したと畜場と２つございます。連邦政府が検査する、認可したと場は、全米、州境を越えて流通させることができますが、州政府が認可したと場というのは、州内でしかそこからの出荷物を流通できない。ただしスタンプなんかも、どういうふうなスタンプかというのは州のとフェデラルのと両方分かれていると聞いております。

○中村委員長代理　　余り一問一答みたいにしたくないので、私も少し問題提起をしてご意見を伺いたいと思います。

２つあるんですけれども、１つは、前にも日本の食肉流通というのはやっぱりアメリカなんかに比べて複雑であるというような新山さんなんかのご提起があって、ただ、甲斐さんなんかは、大して複雑じゃないと。ほかの農産物と似たようなものだということをおっしゃっていた記憶があるんですけれども、ただ、卸売市場の経由率が食肉の場合には著しく低いしということで、私は、その複雑さというのはこのと畜場の体質の改善とか、そういうことにマイナスになっていないのかどうか、それから、ひいてはそれが一連のそういった不祥事件の底流というか、そういうものになってないかということをひとつ検討しておく必要があるのではないかというのが１点ですね。

それからもう一つは、縦割りについて今畜産部長から話がございましたけれども、私はやっぱり、今回、トレーサビリティが食肉処理場のところで一たん切れて、その後、消費者段階までＥＵでやっているような形の、消費者段階からたどることができるようなシステムが本当は最初から構築されたらよかったんじゃないかと思うんですが、あそこで切れちゃっているというのは、厚生労働省の方が、急にそういわれても取り組めないというようなあれがあったんじゃないかという気がするんです。将来的にはそういうふうにして、それからプロジェクトをつくってとりあえずはやっていきたいということなんだろうと思うんですけれども、その点について、どうなんでしょうか。ちょっとご意見を伺えればと思うんですけれども。

○尾野村委員　　関連して、同じような質問をしたいんです。

トレーサビリティのことに関して、アメリカのように、ブロックでドンと買って食べるという食生活をしていれば、パッカーのところで袋詰めなりビニールなり何なりに包んで、どこの処理場でどういう肉をやったというのを１キロなり２キロの塊で、それは最後の小売店までそのままいくわけですから、トレーサビリティは比較的簡単だろうと思うんです。

ところが、日本の場合は、私のように貧乏なのは、スライスしたのを100グラムとか150グラムぐらい買うとか、中にはしゃぶしゃぶ用に非常に薄くしたやつをそこの精肉屋さんで買ってしまうという、非常に流通が、食生活そのものが違う関係で異なると思うんです。それが複雑化、単純化という議論のところでもあると思うんですが、精肉屋さんとかスーパーで、ああいう数十グラムにまで薄く加工して売るという流通の実態の中でトレーサビリティをやるというのを、お役所の方もいざやるときにどういったイメージで考えられているのか。トレーサビリティやりましょうといったら、簡単に考えればアメリカみたいなことになるんですけれども、それは日本の食肉生活とちょっと違うと思うんで、中村委員の今の意見と関連してですね。

○中村委員長代理　　ヨーロッパなんかは結構、別に部分肉だけじゃなくて、こういうパックになってますよ。ただ、パックが大きいんですよ。

○石川委員　　ＨＡＣＣＰの話が出てますけれども、と畜場は厚労省の管轄ですよね。入り口までは農水省なんだけれども。ということで答えにくいとは思うんですが、アメリカなんかは、食肉処理場についてはＨＡＣＣＰを義務づけてますよね。これも段階的にコストがかかって大変だみたいな話が片方であるんですけれども、要はソフトの問題だと思っているんですけれども、最初は何百人以上の従業員がいる大きな規模の事業所から、２年たって、さらに100人以上で、３度目か４度目かぐらいで10人以下のところについても、例えば食品産業ですけれども、義務づけているわけですよね。認証というのは民間の認証機関が幾つかあって、それが切磋琢磨してやっていると、こういうシステムなわけですね。ヨーロッパ、フランスなんかでも、義務づけではありませんけれども、認証制度をとって奨励しているわけですね。これが日本でなぜ３つとかいうぐらいのことでとどまっているのか。ＨＡＣＣＰの認証がですよ。そこが不可思議なんですよね。だから、これはやっぱり食肉業界のいわば体質問題なり行政対応の問題としてはっきりさせた方がいいんじゃないかと思います。

○田中委員長　　丸井さん、関連して何かありますか。

なければ、今のことについて、何もかも畜産部長がお答えにならなくたって、せっかく後ろの方に関係者が座っておられると思いますから、どうぞ答えてください。

○本川食肉鶏卵課長　　まず、今私どもが検討しているトレーサビリティについてご説明を少しさせていただきたいと思いますが、今、生産段階では牛に10桁の番号が耳にそれぞれすべて、ほぼ100％ついております。私どもは、その番号から得られる情報、例えば品種とか性別とか生年月日とか、それから最終的にはどのと畜場でと畜されたということも、

白河にある家畜改良センターの方に報告をいただいて、そこで10月１日から情報をホームページ上で開示をしております。

ただ、ちょっと問題が出てますのは、今、生産者の申告によっておりますので、開示されたものと実際に出荷されるものと、例えばセンターの情報は和牛になっているんですけれども、Ｆ１で出荷されるとか、まだそういう実際のそごがちょっと生じておりまして、そこをきちんと報告されるような仕組みをつくる必要があるのではないかと。やはりそこは罰金なりできちんと報告をしていただくような義務づけをしていかないと、そういう登録される情報とその表示との関係が必ずしも十分に整合しないということをどうしても回避できないのではないかということで、そこでもやはり１つ法律制度が必要ではないかという検討を今しているところであります。

それからもう一つは、と畜場以降の流通段階であります。消費者の方々からは、10桁番号が生産段階で表示されるのであれば、それを何らかの形で小売段階でも知りたいと。それから、先ほど石川委員がおっしゃった中でも、やはりそういう番号の伝達なり記帳というものが偽装を回避する一つの手立てになるのではないかということもございまして、その流通段階においても、10桁番号の伝達と、それから伝達したということを記帳し保存するということを義務づける、そういうような法制度を今検討しているところでございます。

一方で、予算的には、そこを検証するために、と畜場以降の段階においてＤＮＡ鑑定を導入して、その同一性を確認するような仕組みもあわせて今予算を要求しておるところでございます。

ただ、いろいろ問題なのは、やはり牛肉のトレーサビリティ、牛肉についてだけＢＳＥという問題はありましたけれども、果たして法律制度によって流通業者にすべてそういう義務づけをする法的な利益といいますか、保護法益が果たしてあるのかどうか、あるいはそういうようなコストをかける意味合いというか、そういうところについて政府部内でも議論をまだ重ねているという状況でございます。

ちなみに、ヨーロッパではＢＳＥ問題を契機にして、ＥＵ規則でトレーサビリティが義務づけられておりまして、フランスだとかドイツだとかそういうところではそれに基づいた法的な規制が行われておるところでありますが、アメリカ、オーストラリアといったような日本に対する主要な輸出国、ここではまだそういうトレーサビリティシステムが構築され導入されている状況にはないということでございます。

○田中委員長　　尾野村さんがいっていた問題は……。

○松原畜産部長　　と畜場におけるＨＡＣＣＰの適用関係、これは所管が厚生労働省でご

ざいます。これにつきましては、厚生労働省にも確認して、またご報告させていただきたいと思います。

○田中委員長　　私が尾野村さんのといったのは、末端の小売店までいったこととトレーサビリティとの関係についてなんですが、本川さん、どうなんですか。

○本川食肉鶏卵課長　　トレーサビリティのどういう肉を対象にするかというのはこれまた一つの議論でありまして、例えばミンチの肉を購入される方が、そのミンチの肉の中、それが農場段階で10桁番号のどの牛かということを果たしてお知りになりたいかどうかという問題、それから細切れの肉をお買いになる方が果たしてそういう10桁番号のどれかというのをお知りになりたいかどうかという問題がございます。

　それともう一つは、スライス肉というのを、今、大きなスーパーでありますと、スライスの加工センターのようなところで、例えば10頭分のモモならモモをもってきて、それをスライスパック詰めにして、一つの店舗に配送するというようなことが慣行として行われているわけでございます。そうしますと、例えば松阪とか、いい肉については、小売店頭で10桁番号、これはどの牛ということで対置させることができると思いますし、それが主流になる、原則ではあるんでしょうけれども、例えば、今申し上げたような10頭のモモからスライスをつくるという場合には、10頭分をまとめたロットの番号、例えばある西友なら西友さんの何月付の何番という番号、そこには10桁番号の10頭の牛のモモが対応してますというような関係で小売の店頭では表示するというような方向になるのではないかと、今そういう検討をいたしております。

○田中委員長　　ありがとうございました。

○中村委員長代理　　確かに、ＤＮＡの鑑定というのは今長野県で試行的にやっていると思いますけれども、この間話を聞いたら、実際問題として、本当のそれを経た安心マークというのが少ないんですよね。つまり、今おっしゃったように、切り落としとかなんとかというと、いろんな牛から切り落としてくるし、そうすると消費者が、長野県は抜き打ちで実際に買って、それでどうなのかと、保存してあるＤＮＡと比較してやっているようですけど。ところが、合わないんですよね。だから、かえって、導入すると、長野県の場合には、この間聞いたところでは、幻の安全シールというような（笑声）。だって、ないわけですよ。それから、おっしゃったように、ひき肉はないしね。そういうのがちょっとあるから、そこはちょっと工夫した方がいいだろうという感じがしますけどね。

○丸井委員　　今のことに関連するんですが、トレーサビリティ、議論するわけですが、一体それはだれが知りたいのかなあと思うんですね。一般の消費者はできればそんなこと

は考えたくないんですね。ただ、あるものを安心して、ただそれを使えばよいし、トレーサビリティといって、それをさかのぼって知りたいのは一体だれなのか、それを考えると、よくわからなくなります。

むしろこれについては、さかのぼれば、先ほどのように、ある段階から上は、必要があれば明示できるというために、いわば生産側にその明示の義務があるのであって、実際に、これはどこの牛かということを知りたい人間というのは一体どこにいるんだろうかと。非常に変な、ざっくばらんな言い方ですが、一体だれが知りたいのかと（笑声）。

○田中委員長　　これは委員の中でいろいろあろうかと思います（笑声）。

○石川委員　　トレーサビリティ議論にちょっと混乱があると思うんですよ。農水省さんがインターネットかパソコンを開いて、顔がみえるとかなんとかおっしゃってますけれども、違うんですよね。トレーサビリティというのは表示の担保の制度じゃないわけです。あれはリスク管理の制度なわけですよ。ですから、何か一たん問題が起こったときにさかのぼって、あるいは一定の時点から前方の方へ追跡ができて、その回収等必要があれば回収したり、原因の追跡ができるためのシステムで、これはリスク管理のシステムなんですよね。だから、表示の真正を担保するとかなんとかいうのとは違うんですよ、そもそもトレーサビリティは。だから、そこはちょっと混同して議論しない方がいいのではないか。

ＤＮＡの鑑定までやらなきゃいけないというのは僕は異常なことだと思うんですけれども（笑声）、そこまでやらなきゃ信頼できないという、やっぱりこれまでのツケが回っているというか、そんな問題だと思うんですよ。ＢＳＥの10桁番号について末端まで表示するかしないかという問題は、事ＢＳＥに絡んだ問題は非常に不安が強かったものだから、そこまでやらないと信頼して買ってもらえないというバックグラウンドがあるわけで、これは牛肉だけに限らなくて、豚でも鶏でも、例えば通常の輸入野菜であるとか青果物なんか考えたって、それはそれで必要なシステムなわけですね。それを末端に、どこから出てきたものかも含めて全部開示するような表示制度が必要かと、これはまた別問題だと思っています。何かあったときにトレースバックなりできるというシステムなんだという理解が必要だと思うんです。

○本川食肉鶏卵課長　　私どもはこの際ご論議いただいたらありがたいと思っていますが、まさにリスク管理のためのトレースバックできるシステムだろうと思うんですが、ただ一番悩ましいと思ってますのは、全頭検査をやっておるということでいいますれば、と畜場以降においてはＢＳＥリスクはないんですね。ですから、そこをトレースする仕組みというのを、リスク管理という観点からとらえれば、と畜場以降の全頭検査体制のもとでのと

畜場以降のトレーサビリティシステムというのをどう理解すればいいのかということについて、ちょっとお知恵を拝借できればと逆に思うんでありますが。

○中村委員長代理　　おっしゃるように、確かに全頭検査やってますから、それから、今石川さんおっしゃったように、これは表示をトレーサビリティで担保するということにしたら大変なことですから、費用もかかるし、それはちょっと違うと思うんですね。確かに全部安全だから消費者は心配しないだろうということに加えて、今の消費者の方は――知りたい人はですよ。全員だとはいいませんが、例えばどういう飼育のされ方をしているのかとか、そういうことも知りたい人はいるわけですね。

牛には今肉骨粉与えられてないから大丈夫なんだけど、例えばえさはどういうもので飼育されているのかとか、そういう情報を知りたい消費者もいるわけですね。全員ではないけれども。そういう人のための末端からのトレースがどうか。

つまり、例えば全農広島なんかは小売店、これは全部じゃありませんけれども、売り場の牛はどこで飼育されてここに運ばれてきたものですよという表示をしているわけですね。例えばそういう情報が、どうなのかなあ、私はやっぱり消費者とそれから生産者というものを近づける方策になるのではないかという気がするんですよね。今余りにも食と農という距離が離れ過ぎてしまっていて、それでこの間からヒアリングで出ているように、このぐらいのことをしてもどうせわかりゃしないだろうと。消費者は実際にわからなかったわけですよね。多くのケースで。つまり、そういう役割を果たすのが一番、小売段階からのトレーサビリティの意味なんじゃないかと思うんですね。

○田中委員長　　どうもありがとうございました。

いろいろ、この点についてはご意見がまだあろうかと思います。フリーディスカッションは次回も続けたいと思います。今の議論をやり始めると、多分、相当時間をとるんだろうと思いますので、今日はやめたいと思いますが。

それから、石川さんがきょうもおっしゃったのですが、この業界、特に企業、食品企業ですけれども、他の一般企業とは違うんだという例を挙げてお話しになりました。この辺も、どうも考えてみると非常に普遍的な問題が多いのではないかと私は思うんですけれども、「特に」というけれども、本当にこの業界「特に」の問題があるのかという議論は次回またぜひしていただきたいと思います。

それからもう一つは、これは逆に丸井さんが提起されて、石川さんなんかにご意見を聞きたいんだけれども、消費者とは一体何なのかとか、また、これをいろいろ議論することはどういう意味があるのかとか、あると思うんです。いざというときに、消費者あるいは

消費者団体がどう行動したのか、きょうは冒頭に石川さんに答えていただきました。前回、なんか失礼な言い方を前回したかもわからないんだけれども、常々疑問に思っていたものですから。しかし、これは消費者だけじゃなくて、マスコミもそうなんです。マスコミの代表、そこにいらっしゃるから聞いてみたいと思っていたんだけれども。消費者といった場合に本当に広い意味をもっているので、どうとらえていくのか。そのとらえることの意味は一体どういうことか。特に行政との関係、いろいろあろうかと思います。

きょうは所用のため12時までに行かなければいけない人も私のほかにもおられると思いますので、早めですが、この辺でディスカッションを終了させたいと思います。続けて次回やりたいと思います。

そこで、私の方から提案させていただきたいのですが、これまで７回にわたって当委員会で議論してきたわけでありますけれども、これまでの委員会における議論について私なりに整理してみて、それを次回の委員会に資料としてお出しし、それについて皆さんにご議論いただければと考えております。特に議論で抜けているというんですか、当然のこととして抜けているのであればいいんですけれども、意外と盲点になっているような点もないでもないような気がしています。

なお、当初のスケジュールでは、年内に中間報告の取りまとめ、もしくはこれまでの議論の整理を行う予定でおりましたけれども、これまでの委員会での議論の状況を踏まえれば、中間報告の取りまとめというよりは、むしろこれまでの議論について一定の整理をするのが適切ではないかと考えておりまして、それをもとに、年明け以降に委員会報告に向けてさらに検討していくこととしてはいかがかと思ってますが、ようございますか。

○中村委員長代理　　原則的にいいですけれども、ただ、今度、議論の整理をすると。私は実は、さっきちょっと委員長おっしゃったように、メディアとのかかわりをいおうと思っていたんですよね。だけど時間がなくなってしまったから。つまり、消費者の信頼回復ということについては非常に重要な項目だと思っていましたので、それが抜けてしまって議論の整理というのはちょっと早いかなと。

○田中委員長　　つけ加えてもらえればいいんです。ですから、中間報告というのは無理なんです。だから、整理もしますが、次回お話しになることは当然入れて整理すると。余り不満がないように（笑声）するつもりでおります。

ということでありますので、特にご異論がなければ、次回は私の方で、今のような問題も含めて、資料として、これまでの議論を私なりに整理したメモのようなものを準備して、それについて議論していただければと思いますので、よろしくお願いします。

そ　の　他

○田中委員長　　それでは、本日のフリーディスカッションはここまでといたします。また、追加で事務局やヒアリング対象者へのご質問等ございましたら、事務局までご連絡いただければと思います。いろいろ資料をお読みになって、ぜひこの団体に聞きたい、あるいは事業団に聞きたいということがございましたら、ご遠慮なく申し出ていただきたいと思います。

次に、次回以降の開催日程について事務局からご説明願います。

○武本企画評価課長　　お手元の「検討スケジュール」にもございますとおり、次回は第８回ということで、12月11日水曜日、18時15分から。場所はこの同じ第一特別会議室でございまして、先ほどの委員長の取りまとめによりまして、次回は、これまでの議論の整理といったものの委員長メモということで資料が用意されることになるかと思います。

以上でございます。

○田中委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、次回はこれまでの議論の整理を行うこととし、12月11日午後６時15分から、場所は農林水産省第一特別会議室において開催することといたします。

閉　　会

○田中委員長　　本日は、２～３分早いんですけれども、これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

――了――